

FiNC Fit 施設利用規約

本規約は、株式会社FiNC Fit（以下「FiNC Fit」といいます）が運営管理する各施設（以下「本施設」といいます）の利用に関して定めるものです。

第1条（会員）

1. 会員とは、FiNC Fit への入会につき、FiNC Fit によって承認され、本施設を利用する者をいい、会員の種類は本施設ごとに定めるものとします。

第2条（入会資格）

会員としての入会資格を有する方は、次の各号を全て満たす方とします。

- (1) 本規約に同意して頂いた方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (3) 第4条に定める反社会的勢力等でない方心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病、精神病およびこれに類する疾病に罹患していない方
- (4) 骨・筋肉・関節等の整形外科的疾患、内蔵疾患、脳神経疾患およびこれに類する疾患を有しない方
- (5) パーソナルトレーニング、運動説明、ストレッチなどを行う際に身体に触れて指導を行うことをご了承いただける方
- (6) 過去にFiNC Fit より強制退会、除名等の処分を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合、FiNC Fit が検討した結果、再入会を認めることがあります。
- (7) その他FiNC Fit が入会に適さないと判断する事由のない方

第3条（入会手続）

1. 会員になることを希望される方は、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示した上で、FiNC Fit 所定の申込方法により入会申込手続を行うものとします。
2. 前項に定める入会申込手続が行われた場合であっても、FiNC Fit が別途定める審査手続において入会が認められない場合があります。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、FiNC Fit が特に認めた場合を除き、FiNC Fit 所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用し、親権者につき、成年後見

人、保佐人、補助人とそれぞれ読み替えるものとします。

第4条（反社会的勢力等に関する事項）

1. 会員は、FiNC Fitに対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」といいます）に該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) その他前各号に準ずるもの
2. 会員は、FiNC Fitに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接および名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを誓約します。
3. 会員は、FiNC Fitに対し、反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを誓約します。
4. 会員は、FiNC Fitに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いてFiNC Fitの信用を毀損し、またはFiNC Fitの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
5. FiNC Fitは、会員が本条の一にでも反する場合、当該会員との取引またはサービスの提供を即座に停止し、および/または、本規約を含むFiNC Fitと当該会員との間の契約一切につき、当該会員への催告なしに直ちに解除することができるものとします。

第5条（営業時間）

本施設の営業時間は、本施設ごとに別途定めるものとします。

第6条（利用料等）

1. 本施設を利用する料金等（以下「利用料等」といいます）は、本規約とは別途定めるものとします。
2. FiNC Fitに対して一旦納入いただいた利用料等は、法令の定めまたはFiNC Fitが認め

る場合を除き、返還できません。

第7条（ビジターおよび会員外利用者）

1. FiNC Fitは、会員が同伴したまたは紹介した、会員以外のお客様（以下「ビジター」といいます）に、本施設を利用させることができます。なお、ビジターは、FiNC Fitが別途定めた利用料等をお支払いいただき、ご利用については、同伴されたまたは紹介された会員の資格に準ずるものとします。
2. FiNC Fitは、特に必要と認めた場合、会員以外の方（以下「会員外利用者」といいます）に本施設を利用させることができます。
3. ビジターおよび会員外利用者についても、会員と同様、本規約が適用されるものとします。

第8条（免責）

1. 会員は、本施設内において、自己および自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、FiNC Fitは、本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故についてFiNC Fitに故意または重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 会員同士の間に関生じた係争やトラブルについて、FiNC Fitは、一切関与せず、FiNC Fitに故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第9条（会員の責任）

1. 会員は、本施設の利用に関して、FiNC Fit、他の会員、その他第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をするものとします。
2. 会員が同伴したビジターがFiNC Fit他の会員、その他第三者に損害を与えたときは、同伴した会員が連帯して責任を負うものとします。

第10条（禁止事項）

本施設内において、会員による次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 他の会員との協調を欠く行為。
- (2) 他の会員や本施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (3) 他の会員や本施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束したりする等の暴力行為。
- (4) 大声、奇声を発したり、他の会員や本施設スタッフの行く手を塞いだりする等の威嚇行為や迷惑行為。

- (5) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や本施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (6) 他の会員や本施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 本施設の管理運営の秩序を乱す行為。
- (10) 器具・備品の持ち出し。本施設・器具・備品を故意に損壊する行為。
- (11) 刃物など危険物の持ち込み。
- (12) FiNC Fit の許可なく本施設内にて物品販売や営業行為、勧誘行為を行うこと。
- (13) 金銭の貸借、政治活動、署名活動。
- (14) 高額な金銭、貴重品の本施設内への持ち込み。
- (15) 本施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコを含む）。
- (16) 酒気を帯びての利用。
- (17) FiNC Fit の許可なく本施設内で撮影・録音をすること。
- (18) 本施設・器具・備品に対する落書き。
- (19) 動物を本施設内に持ち込むこと。
- (20) FiNC Fit が指定した箇所以外での携帯電話の使用。
- (21) その他、FiNC Fit が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 11 条（利用制限等）

FiNC Fit は、次の各号に該当する方に、入場禁止、退場および施設利用の制限を命じることがあります。

- (1) 本規約その他 FiNC Fit が定める諸規則を遵守しない方
- (2) 体調不良等により、本施設の正常な利用ができないと FiNC Fit が判断する方
- (3) 集団感染するおそれのある疾病に罹患している方
- (4) FiNC Fit が、他の会員に迷惑をかけると判断した方
- (5) 正当な理由なく FiNC Fit の従業員の指示に従わない方

第 12 条（個人情報）

FiNC Fit は、会員から取得した個人情報等を、当社のプライバシーポリシーの定めに従って取り扱います。なお、FiNC アプリにおいて取得する個人情報は、FiNC アプリの「個人情報の取り扱いについて」に基づいて取り扱われます。

第 13 条（変更手続、通知）

1. 会員は、入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。その後の変更があった場合も同様とします。
2. FiNC Fit が会員あてに通知を発する場合、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、当該通知の発送をもって効力を有するものとします。

第 14 条（細則等）

本規約に定めない事項および運営上必要な事項については、施設内の掲示または別途細則、注意事項その他の規則に定めるものとします。

第 15 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれか一つにでも該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失するものとします。

- (1) 退会手続きが完了したとき。
- (2) FiNC Fit に除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 第 19 条により、利用できる本施設の全部が閉鎖された場合で、かつ、他の本施設を利用できる会員の種類等に変更する手続きを行わなかったとき。

第 16 条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、FiNC Fit が定めた期日までに、FiNC Fit 所定の方法より退会手続きを完了していただく必要があります。FiNC Fit は、会員に対して、当該会員の退会手続きが完了するまで、利用料等その他諸費用を請求する権利を有します。

第 17 条（除名処分等）

1. 会員が次の各号の一にでも該当する場合、FiNC Fit は、当該会員に対して資格停止または除名等の処分を行うことができます。
 - (1) 第 2 条の入会資格を喪失したとき。
 - (2) 本規約その他 FiNC Fit が定める諸規則に違反したとき。
 - (3) 利用料等の支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、その支払方法が利用できなくなったときも同様とします）。
 - (4) 利用料等の支払いを二ヶ月分以上怠ったとき。法令に違反したとき。
 - (5) FiNC Fit の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
 - (6) その他、FiNC Fit が会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 会員は、前項の処分により本施設を利用できない場合であっても、所定の利用料等を全て支払うものとします。

第 18 条（会員資格の譲渡等）

会員は、いかなる場合も、その会員資格を他に譲渡、相続または貸与することができません。

第 19 条（本施設の閉鎖および運営の廃止）

FiNC Fit および本施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と FiNC Fit が判断したときは、FiNC Fit および本施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。

- (1) FiNC Fit および本施設の統合や廃止等が行われたとき、FiNC Fit は、その旨を会員に通知し、同意を得た上で、当該会員が利用する本施設を他の FiNC Fit の施設に変更することができるものとします。

第 20 条（本規約の改定）

1. FiNC Fit は、いつでも本規約を改定することができるものとし、改定した規約の効力は、改定日より全会員に及ぶものとします。
2. 会員に重大な不利益を与える改定を実施するときは、FiNC Fit は、会員に対して、改定日の一ヶ月前までに、その内容につき施設内の掲示、FiNC Fit のウェブサイト等によって告知することとします。

附則

本規約は、2017 年 12 月 18 日より施行いたします。